

# 大阪狭山市集中改革プラン

(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

平成 18 年 3 月

大 阪 狭 山 市

## - 目 次 -

はじめに .....	1
<b>集中改革プランの進め方 .....</b>	<b>2</b>
1 . 取組方針 .....	2
2 . 実施期間 .....	2
3 . 推進体制 .....	2
4 . 進捗状況の公表等 .....	2
<b>大阪狭山市の現状 .....</b>	<b>3</b>
1 . 財政状況 .....	3
(1)歳入・歳出決算額（普通会計）からみた本市の状況	
(2)財政指標（普通会計）からみた本市の状況	
2 . 職員数の状況 .....	9
<b>事務事業の再編・整理、廃止・統合 .....</b>	<b>10</b>
1 . 事務事業等の見直し .....	10
(1)市単独事業の見直し	
(2)受益者負担の適正化	
(3)補助金・負担金の見直し	
(4)自主財源の確保	
<b>民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む) .....</b>	<b>12</b>
1 . 公の施設についての取組目標 .....	12
(1)平成 16 年度末時点における委託状況	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標	
2 . 事務事業についての取組目標 .....	13
(1)平成 16 年度末時点における委託状況	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標	
<b>定員管理・給与等の適正化 .....</b>	<b>14</b>
1 . 定員管理の適正化 .....	14
(1)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの数値目標	
(2)平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績	
(3)定員適正化計画の見直し状況	
2 . 組織・機構の改革 .....	15
(1)これまでの取り組み	
(2)今後の取り組み	
3 . 給与等の適正化 .....	15
(1)平成 16 年度末時点におけりこれまでの取組実績	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの取組目標	
4 . 定員管理・給与等の適正化の公表状況 .....	16
(1)平成 17 年度の公表状況	
(2)今後の計画等	
5 . 職員の意識改革と人材育成 .....	16

<b>第三セクターの見直し</b> .....	18
1. 既存法人の見直し .....	18
(1)第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定	
(2)第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定	
2. 監査・点検評価・情報公開の体制等 .....	18
(1)監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標	
(2)情報公開実施状況及び取組目標	
3. 第三セクターの役職員と給与の見直し .....	19
(1)役職員数の削減計画	
(2)今後の給与の見直し計画	
<b>経費節減等の財政効果</b> .....	20
1. 歳出削減の取り組み .....	20
2. 歳入増加の取り組み .....	20
<b>地方公営企業</b> .....	21
(上水道事業)	
1. 経営改革の推進 .....	21
(1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組実績	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標	
2. 定員管理・給与等の適正化 .....	21
(1)定員管理の適正化	
(2)給与等の適正化	
(3)定員管理・給与等の適正化の公表状況	
3. 経費節減等の財政効果 .....	22
(1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの取組実績	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経費節減等の取組目標	
(下水道事業)	
1. 経営改革の推進 .....	23
(1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組実績	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標	
2. 定員管理・給与等の適正化 .....	23
(1)定員管理の適正化	
(2)給与等の適正化	
(3)定員管理・給与等の適正化の公表状況	
3. 経費節減等の財政効果 .....	24
(1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの取組実績	
(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経費節減等の取組目標	

## はじめに

本市では、平成 8 年 11 月に「来るべき 21 世紀に向けて 行財政改革大綱」を策定し、市民サービスの質的向上を図りながら、さまざまな行政課題に対応するために、既存の行政システムや構造を再点検し、限られた財源と人材を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう簡素で効率的な行財政運営に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進展、人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方自治体は市民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。

また、これまで行政主導で提供してきた公共サービスについても、地域において市民団体をはじめ N P O や企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていくことが求められています。

一方、平成 17 年 3 月 29 日付で、総務省から全国の地方自治体に対して、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、計画的な行財政改革の推進と説明責任を果たすために、行財政改革大綱の見直しと集中改革プランを策定し、平成 17 年度中に公表することが求められています。

そこで、大阪狭山市では、新たな視点に立ち、行財政改革大綱を策定するとともに、行財政改革を集中的に実施するため、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果、地方公営企業の経営健全化などの事項を中心に、平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを分かりやすく示した集中改革プランを策定し、行財政改革を積極的に推進します。

## 集中改革プランの進め方

### 1．取組方針

行財政改革大綱に基づき、行財政改革を集中的に実施するために、以下に掲げる三つ理念に沿って、集中改革プランを推進します。

市民とともに歩む行政

簡素で効率的な行政

市民に信頼される行政

### 2．実施期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

### 3．推進体制

集中改革プランを総合的かつ組織的に実行するため、それぞれの取り組みについては、担当する部署が主体的かつ積極的に取り組むとともに、市長を本部長とする「大阪狭山市行財政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、市民をはじめ有識者で構成する外部評価機関に進捗状況を報告し、第三者による評価を行い、その評価結果を今後の計画の推進に活かします。

### 4．進捗状況の公表等

集中改革プランの進捗状況については、市の広報誌やホームページなどを通じて公表します。

# 大阪狭山市の現状

## 1. 財政状況

### (1) 歳入・歳出決算額（普通会計）からみた本市の状況

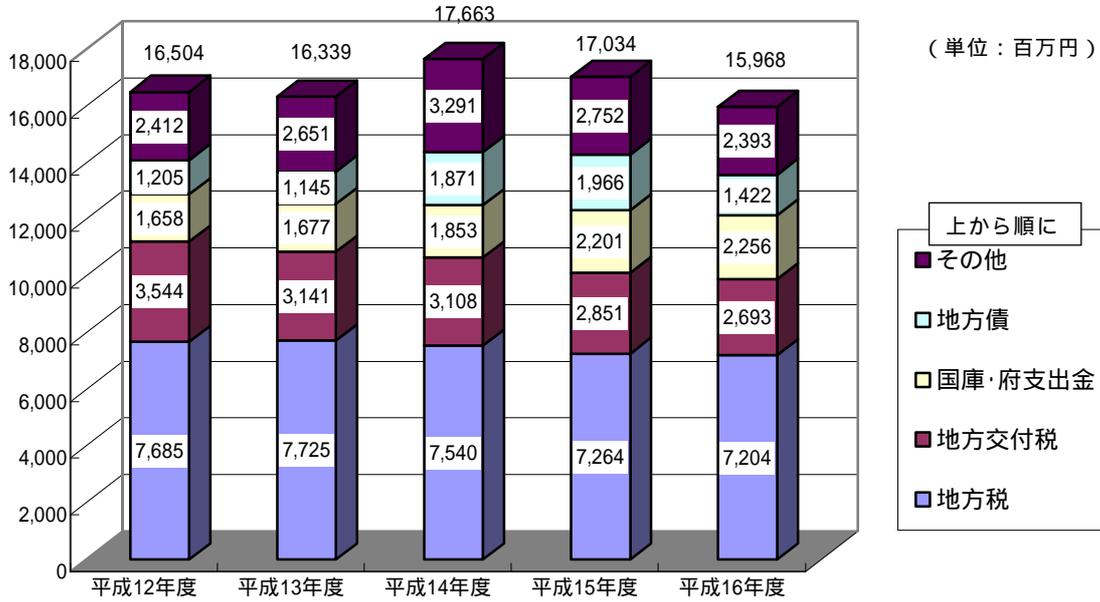


図1：歳入決算額（普通会計）の推移

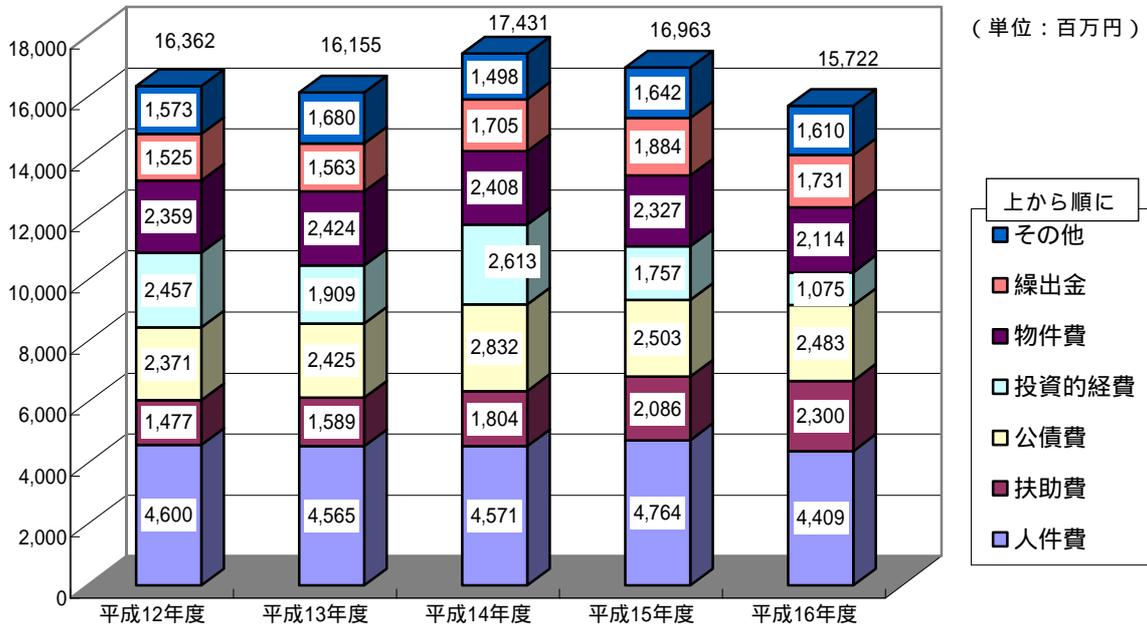


図2：歳出決算額（普通会計）の推移

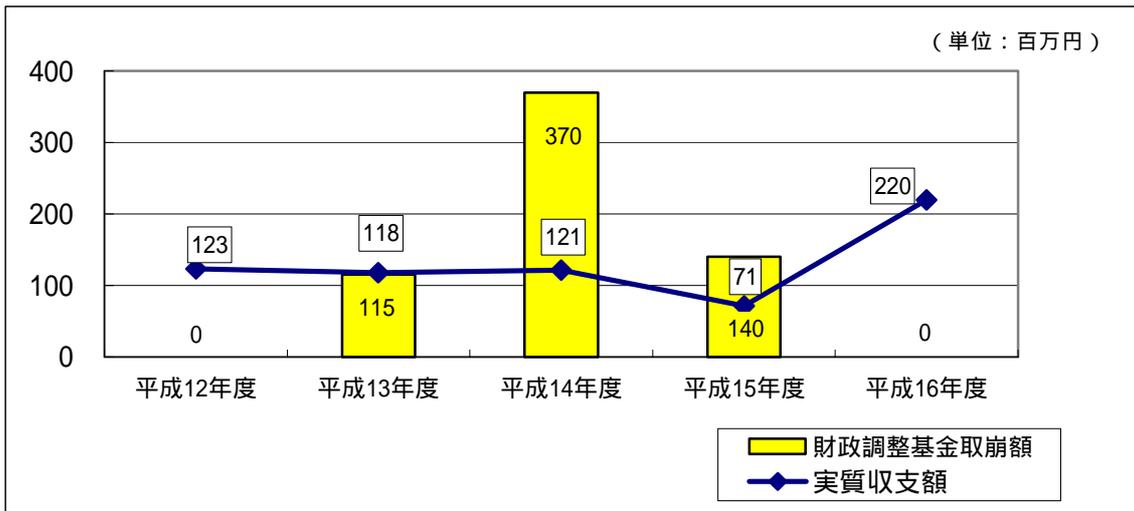


図3：実質収支 1(普通会計)と財政調整基金取崩の状況

本市の決算規模(歳出ベース)は、SAYAKA ホールや市民ふれあいの里花と緑の広場の整備等を実施した平成5年度の224億円をピークとして、以後概ね160億から170億円台で推移しています。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税について、平成9年度の83億円をピークに年々減少し、平成16年度は72億円となっています。また、市税の減少に補てん的な役割を果たす地方交付税についても市税と同様に減少しており、市税と地方交付税の合計は平成12年度で、112億3千万円あったものが、平成16年度では99億円まで減少しています。

一方、歳出については、歳入の減少に対応するため事務事業の見直し、維持管理経費のコスト削減などに取り組んでいますが、扶助費などの社会保障費や介護、子育て支援のための経費の増加により削減効果が吸収されているのが現状です。

その結果、歳入から歳出を差引いた収支額は、市の貯金である財政調整基金を充てなければ黒字を確保できない状況でした。そのため、平成15年8月に「財政健全化フレーム」を策定し、基金に頼らない安定した財政運営をめざして各年度に目標数値を設定し取り組んだ結果、平成16年度については、財政調整基金を取り崩すことなく収支を合わせることができました。

(2)財政指標（普通会計）からみた本市の状況  
 経常収支比率の状況

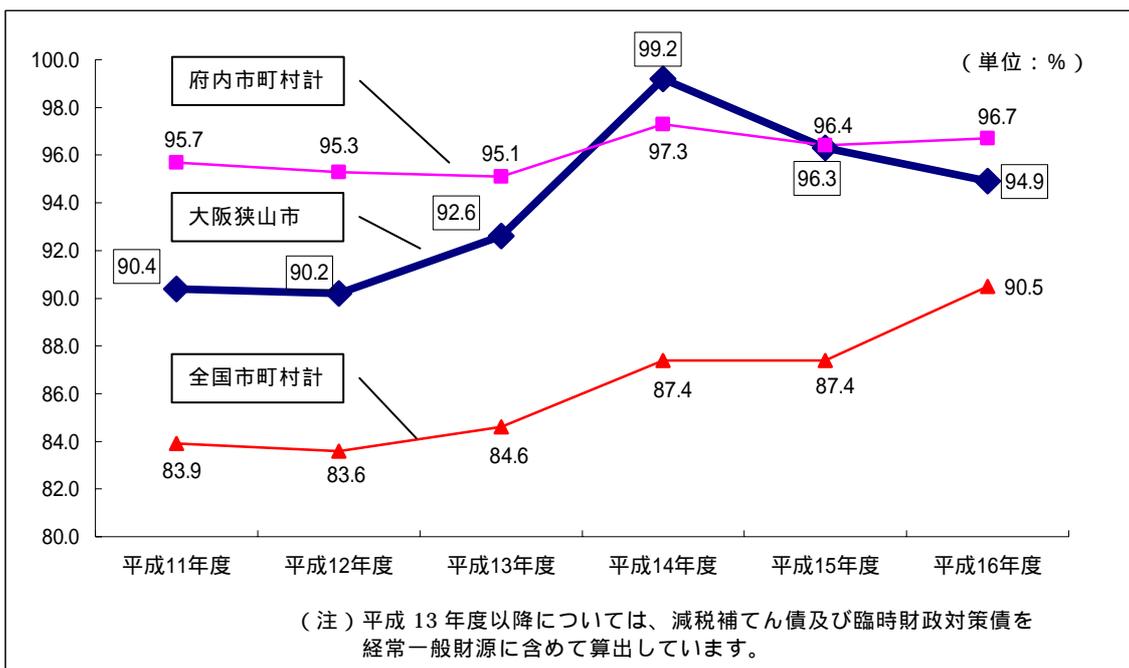


図4：経常収支比率の推移

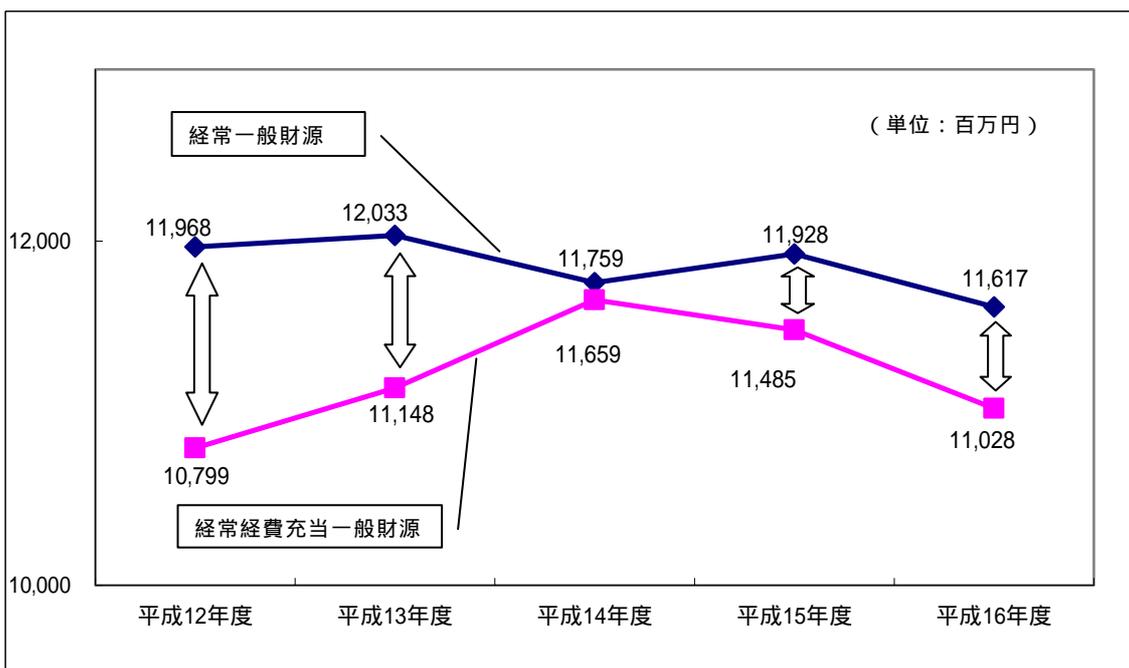


図5：経常一般財源の推移（普通会計）

経常収支比率は、市財政の弾力度を示すものです。つまり、市税や普通交付税など毎年決まって入ってくる収入で、人件費や扶助費、公債費など毎年決まって支出するものをどれだけ賄えているかを示すものです。

図5の経常一般財源が、市税や普通交付税などの毎年決まって入ってくる収入で、経常経費充当一般財源は、人件費や扶助費、公債費など毎年決まって支出する経費の一般財源充当額を表しています。グラフの矢印部分の幅が大きい年度は、決まった経費以外にお金が多く使えたことを示し、逆に幅が狭い年度は決まった経費以外に使えるお

金が少ない状況を表しています。

本市では、平成14年度に歳出に占める公債費の比率が最大になり、大きな財政負担となりました。それ以降、各事業経費の見直しに加え人件費の抑制にも取り組んできた結果、徐々に改善されていますが、一方で、扶助費等の社会保障費、介護保険を含む特別会計への繰出金の増加が目立っています。このため、市税等の財源の確保を図るとともに、大幅な歳出の削減を実施しなければ改善は望めない状況にあります。

### 地方債及び公債費の状況

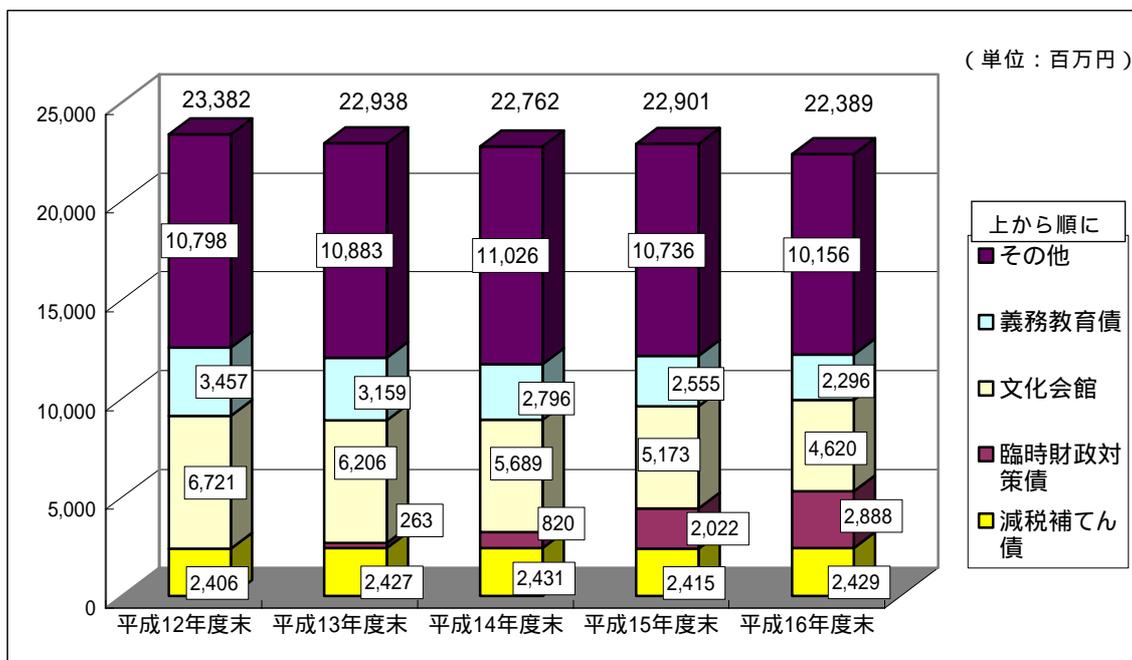


図6：地方債残高の推移（普通会計）

本市では、学校や道路、公園など公共施設を整備するために、これまでに多額の地方債(借入金)を発行しています。

地方債の現在高は、平成16年度末で約223億9千万円となっています。主なものは、SAYAKAホールで46億円、小・中学校等で23億円、また、国の減税に伴い市税の影響額に対して補てんされた減税補てん債で24億円、普通交付税の国の原資不足に補てんされた臨時財政対策債で29億円となっています。

ここ数年では、建設事業費の縮減で地方債の発行額も減少していますが、減税補てん債や臨時財政対策債などの地方債の発行が増加しています。また、公債費比率等の各指標は、年々上昇を続けています。このことは、公債費に充てられる一般財源の比率が高くなっていることを表しています。

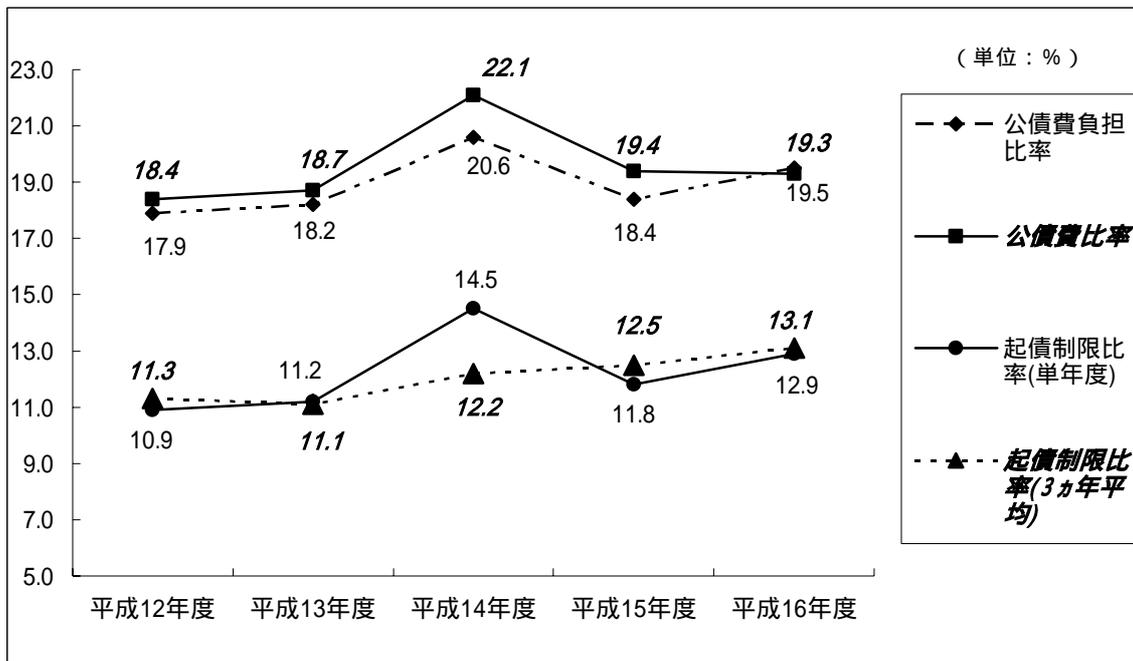


図7：起債制限比率等の推移（普通会計）

公債費負担比率は、一般財源総額に占める公債費に充当した一般財源の割合であり、公債費比率及び起債制限比率とは、標準財政規模 4 に占める公債費の割合を示すものです。財政制度上、起債制限比率(3カ年平均)が20%を超えると、地方債の一般単独事業の発行が制限されることとなります。

基金（市の貯金）の状況

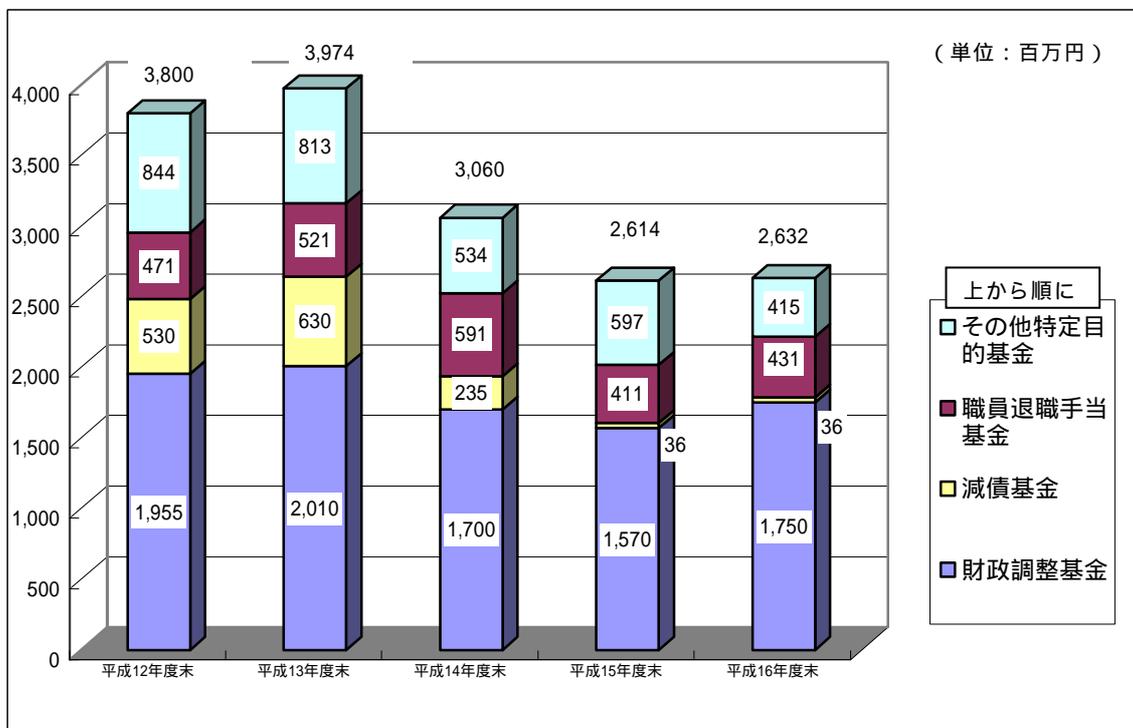


図8：基金残高の推移（普通会計）

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものであり、一般家庭で言う「貯金」にあたるものです。基金には、財政調整基金などのように財源調整のために使えるものと、減債基金や職員退職手当基金など特定の目的にしか使えない基金があります。

平成 16 年度末の状況は、財政調整基金が 17 億 5 千万円、減債基金で 3 千 6 百万円、職員退職手当基金で 4 億 3 千 1 百万円、その他の特定目的基金で 4 億 1 千 5 百万円となっています。

また、基金(貯金)は、災害など不測の事態の時にもなくてはならない財源となりますので、今後も一定額の確保が必要となります。

- 1 実質収支...収入から支出を差し引いた額から、翌年に事業を繰越すための財源を差し引いた金額です。
- 2 経常一般財源...毎年度決まって収入される財源のことで、主なものは、「市税収入」や「普通交付税」などの財源です。また、経常経費充当一般財源とは、毎年決まって支出するものに充当した一般財源を示しています。
- 3 経常収支比率...毎年度決まって入ってくる収入(市税や普通交付税など)に対して、どれだけ毎年決まった支出(人件費、扶助費、公債費など)をしているかを割合で示したものです。この比率が高い程、毎年入ってくるお金を自由に使いなくなり、財政の硬直化が進んでいくことになります。
- 4 標準財政規模...その団体の一般財源の標準規模を示すもので、普通交付税の算定に使用する収入額(基準財政収入額)から計算される標準税収入額と普通交付税額、地方譲与税額の合計額で表されます。

## 2. 職員数の状況

昭和 62 年の市制施行以後人口の増加に伴い、職員数も増加の一途を辿っていましたが、平成 6 年度の 571 人をピークとして逡減し、平成 16 年度は 488 人になり、平成 6 年度と比較して 83 人（14.5%）の減となっています。

その内訳は、一般行政部門で 39 人（13.1%）、特別行政部門で幼稚園教諭・給食調理員等の減により 41 人（19.0%）、公営企業等で上・下水道担当職員の減により 3 人（5.3%）となっています。

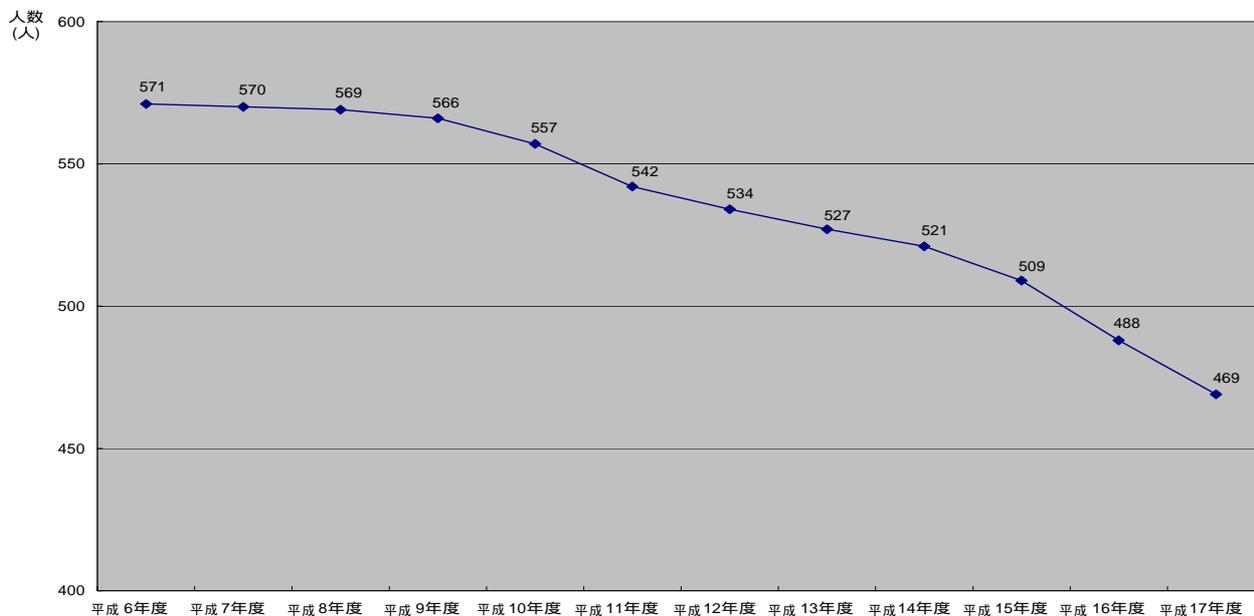
### 部門別職員数の推移

区 分	一般行政	特別行政	公営企業等	計	対前年 比 較	人 口	人口千人 当り職員
平成 6 年度	298	216	57	571		55,098	10.36
7	299	215	56	570	1	56,348	10.12
8	299	216	54	569	1	56,501	10.07
9	297	216	53	566	3	56,262	10.06
10	297	210	50	557	9	56,484	9.86
11	296	198	48	542	15	56,470	9.60
12	289	198	47	534	8	56,396	9.47
13	277	192	58	527	7	56,512	9.33
14	273	191	57	521	6	56,425	9.23
15	266	187	56	509	12	56,631	8.99
16	259	175	54	488	21	56,976	8.57

（単位：人）

（注）1. 各年度 4 月 1 日現在。職員数は教育長を含む。また、人口は（住民基本台帳 + 外国人登録）を掲載

2. 部門区分は「地方公共団体定員管理調査」（総務省）による。「一般行政」は、議会・総務・民生・土木等の部門を、「特別行政」は教育・消防部門を、「公営企業等」は上・下水道、介護保険等の特別会計部門



## 事務事業の再編・整理、廃止・統合

### 1. 事務事業等の見直し

限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、すべての事務事業について、費用対効果の乏しいもの、所期の目的を達したものや実情に合わなくなったものについては、廃止・縮小・統合を進めるなど事務事業の整理合理化を図ります。

#### (1)市単独事業の見直し

先例にとらわれず行政の守備範囲の抜本的な見直しを行い、経費の節減を図ります。

##### 【主な取り組み】

取組項目	目標時期等
広報誌にかかる経費の見直し	継続
声の広報にかかる経費の見直し	継続
花のあふれる街角づくり事業の見直し	継続
環境対策事業の見直し	継続
農業委員会経費の見直し	継続
小・中学校コンピュータ借上げ方法の見直し	継続
小・中学校教育振興事業の見直し	継続
教育研究事業の見直し	継続
英会話教育推進事業の見直し	継続
市史編さん事業の見直し	継続

#### (2)受益者負担の適正化

受益の負担の公平性の観点から、使用料及び手数料などについて、一定期間ごとに見直し、受益者負担の適正化に努めます。

##### 【主な取り組み】

取組項目	目標時期等
保育所保育料の見直し	平成 17 年度～平成 18 年度
基本健康診査等における一部負担金の見直し	平成 17 年度実施
斎場使用料（市外分）の見直し	平成 17 年度実施
各種証明書発行手数料の見直し	平成 18 年度から実施
公民館施設使用料及び減免規定の見直し	平成 18 年度から実施
スポーツ施設使用料の減免規定の見直し	平成 18 年度から実施
下水道使用料の見直し	平成 21 年度実施

#### (3)補助金・負担金の見直し

公益性や必要性等の観点から見直しを行い、廃止・縮小・統合等を図ります。

##### 【主な取り組み】

取組項目	目標時期等
障害者（児）見舞金の見直し	平成 17 年度実施
高齢者給付金（敬老祝金）の見直し	平成 17 年度実施
ねたきり老人見舞金の見直し	平成 17 年度廃止
介護保険低所得者利用者負担額助成金の見直し	平成 17 年度実施
民間保育園補助金の見直し	平成 17 年度実施
市税前納報奨金の見直し	平成 18 年度から廃止
救命救急センター負担金の見直し	平成 20 年度実施

(4)自主財源の確保

市税収入を確保するため、徴収率の向上を図るとともに、国民健康保険料についても収納率の向上を図ります。また、市の広報誌や市内循環バス等への広告掲載を進め、自主財源の確保に努めます。

【主な取り組み】

取 組 項 目	目 標 時 期 等
広報誌等への広告掲載	継続
市内循環バス車内広告の実施	継続
市税の徴収率の向上	継続
国民健康保険料の収納率の向上	継続

## 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

多様化する市民ニーズへの対応や、簡素で効率的な行政運営を実現するため、今後も民間委託等を推進します。

また、公共施設の管理運営については、「公の施設における指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等のノウハウを活かし、質の高い市民サービスの提供に努めます。

### 1. 公の施設についての取組目標

#### (1)平成 16 年度末時点における委託状況

##### 業務委託の状況

施設の種別	施設数	全部委託	一部委託	全部直営
レクリエーション・スポーツ施設	10	7	3	0
産業振興施設	0	0	0	0
基盤施設	1	1	0	0
文教施設	7	4	3	0
医療・社会福祉施設	5	3	2	0
その他	3	0	3	0
計	26	15	11	0

##### 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度導入済み施設数	0
----------------	---

#### (2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

##### 指定管理者制度導入施設一覧

施設名	開始予定時期
大阪狭山市文化会館（SAYAKA ホール）	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センター	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立さつき第二作業所	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立老人福祉センター	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立コミュニティセンター	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立市民ふれあいの里（花と緑の広場）	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立市民ふれあいの里（野外活動広場）	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立市民ふれあいの里（スポーツ広場）	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立山本テニスコート	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立大野テニスコート	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立総合体育館	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立池尻体育館	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立野球場	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立総合グラウンド	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立社会教育センター	平成 18 年 4 月
大阪狭山市立公民館	平成 19 年 4 月
大阪狭山市立図書館	平成 19 年 4 月

民営化の推進

施設名	目標時期
大阪狭山市立第1保育所	平成18年4月～

2. 事務事業についての取組目標

(1)平成16年度末時点における委託状況

委託の種類	事務事業名
全部委託	庁舎清掃業務、庁舎夜間警備業務、庁舎案内・受付、電話交換、し尿収集業務、水道メーター検針業務
一部委託	一般ごみ収集業務、学校給食運搬業務、道路維持補修・清掃等業務、ホームヘルパー派遣業務、在宅配食サービス業務、情報処理・庁内情報システム維持業務、調査・集計業務
全部直営	公用車運転、学校給食調理業務、学校用務員事務、ホームページ作成・運営業務、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）

(2)平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

事務事業名	目標内容	目標時期
ごみ処理運搬業務	ビン、カン収集にかかる収集業務を民間委託します。	平成17年度に全部委託
学校給食調理業務	学校給食センターにおける調理業務について民間委託を検討します。	平成19年度までに検討

## 定員管理・給与等の適正化

### 1. 定員管理の適正化

#### (1)平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの数値目標

平成 17 年 4 月 1 日における職員数 468 人を基準として、5 年間で 47 人（10.0%）の職員数の削減を行い、平成 22 年 4 月 1 日における目標職員数を 421 人とします。

平成 17 年 4 月 1 日職員数（人）	A	468
平成 22 年 4 月 1 日目標職員数（人）	B	421
削減目標職員数（人）	C	47
目標削減率（%）	$C / A \times 100$	10.0

#### 数値目標の基本的考え方

大阪狭山市行財政改革大綱及び大阪狭山市政策推進計画に基づく事務事業の見直し等に伴う業務量の推移との整合を図りながら、個々の職種や業務内容の必要性等を十分精査した上で、中長期的な視点から組織の新陳代謝や活性化を図るための目標を設定します。

#### 数値目標の設定の仕方

本市の特性として、45 歳から 55 歳前後のいわゆる「団塊の世代」以降の職員の層が多く、過去の定員適正化計画に基づく採用抑制措置等により 30 歳未満の職員層が激減していることから、職員の年齢構成にひずみがあります。平成 17 年度末における退職者（見込）数は、24 人であり、以後 10 年間で 165 人も職員（現在の職員数の 35%）が定年等により退職することとなります。

そのため、将来にわたって年齢構成のひずみを是正できるよう、計画的に職員採用を行うなど年度別に退職予定者数及び採用予定者数を設定します。

#### 採用者・退職者の見込み

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの採用者・退職者の見込みは、下記のとおりです。

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
職員数 (4月1日)	468 人	452 人	445 人	437 人	429 人	421 人
採用者数 (見込)	2 人	8 人	4 人	4 人	4 人	5 人
退職者数 (見込)	24 人	11 人	12 人	12 人	13 人	

各年度の 4 月 1 日現在における職員数は、各年度の職員数の上限として設定したものであり、今後の退職者数（見込）及び採用者数（見込）をもとにした数値です。

#### (2)平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績

平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの実績は、下記のとおりです。

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
職員数 (4月1日)	541 人	533 人	526 人	520 人	508 人	487 人
採用者数		6 人	8 人	6 人	4 人	2 人
退職者数	14 人	15 人	12 人	16 人	23 人	21 人

対前年度 減員数		8人	7人	6人	12人	21人
累積減員数 (減少率)		8人 ( 1.48%)	15人 ( 2.77%)	21人 ( 3.88%)	33人 ( 6.10%)	54人 ( 9.98%)

### (3)定員適正化計画の見直し状況

平成8年に策定した「大阪狭山市行財政改革大綱」の第一次実施計画において、平成10年度から平成12年度の3カ年で平成9年度当初職員数(565人)の5%を減員(28人)するという「定員適正化計画」を策定し、計画目標を上回る32人の減員を達成しました。

また、第二次実施計画においても、前計画の実績を踏まえ平成13年度から平成15年度の3カ年で、平成12年度当初職員数(533人)の3%を減員(17人)するという目標を掲げ、実際には平成15年度当初で508人と計画目標を上回る4.7%(25人)の減員を達成し、職員総数の抑制を図ってきました。

## 2. 組織・機構の改革

### (1)これまでの取り組み

刻々と変化する社会経済情勢を反映して、細分化・専門化傾向にある市民の様々な要望に的確に対応するとともに、総合的・戦略的な政策の企画立案や機動的・効率的な行政サービスの提供を実現するため、平成17年度から全部署にグループ制を導入します。

### (2)今後の取り組み

市民と協働のまちづくりを推進するとともに、限られた資源を効率的・効果的に最大限活用しつつ、簡素で効率的な行政運営をめざして組織・機構を見直します。

## 3. 給与等の適正化

職員の給与に関する各種制度等については、国家公務員の給与の状況を踏まえ、大阪府及び府内市町村との均衡を考慮しながら、市民の理解が得られるよう適正化に努めます。

### (1)平成16年度末時点におけるこれまでの取組実績

取組項目	取組内容
(ア)特別職等の給与削減措置の実施	平成15年7月から平成19年3月までの間、市長、助役及び教育長の給与の10%を削減。
(イ)一般職の給与削減措置の実施	平成15年10月から平成17年9月までの間、役職に応じて3%から5%の範囲内で給与を削減。
(ウ)管理職手当の減額	平成15年10月から管理職手当の10%を削減。
(エ)高齢層職員昇給延伸・昇給停止	現在、56歳以上の職員について、定期昇給を6カ月延伸し、58歳以上の職員については昇給を停止。
(オ)特殊勤務手当の適正化	特殊勤務手当の見直しを実施。
(カ)退職手当の支給率の見直し	退職手当の支給割合を段階的に引下げるとともに退職時の特別昇給を廃止。

### (2)平成17年度から平成21年度までの取組目標

#### 給与構造の抜本的な見直し

国家公務員や民間企業の給与水準との均衡を図るため、給料表の見直しや地域手当の導入など、給与構造の抜本的な改革に努めます。

## 給与制度及び運用の見直し

これまでの給与適正化に関する取り組み状況等を踏まえ、引き続き適正な給与制度の構築及び運用に努めます。

実施内容		実施予定時期	備考
1	高齢層職員の昇給制度及び運用の見直し	平成 18 年度	給与構造の見直しと併せて実施
2	昇給制度及び運用の見直し	平成 18 年度～平成 21 年度	給与構造の見直しと併せて実施
3	級別標準職務表に適合しない級への格付け等の見直し	平成 18 年度～平成 21 年度	本市の規模及び職員構成等を勘案して実施
4	退職手当の支給率の見直し	平成 18 年度	国家公務員の退職手当制度の動向を勘案して実施
5	諸手当の総点検の実施 a 特殊勤務手当の適正化 b その他の手当の適正化	平成 17 年度～平成 21 年度	時代の変化に対応した適正な制度及び運用とするため、随時点検及び見直しの実施
6	技能労務職の給与の見直し a 国や民間の同種の職種との比較の実施 b 給料表の適正化	平成 18 年度～平成 21 年度	本市の規模及び職員構成等を勘案して実施

## 4. 定員管理・給与等の適正化の公表状況

### (1)平成 17 年度の公表状況

人事行政の運営等の状況を公表することにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的として、平成 17 年 4 月に「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

これにより、従来から実施していた職員の給与及び職員数の状況だけでなく、職員の勤務条件やサービスの状況などを加えて市の広報誌やホームページに掲載しています。

人事行政の状況等の公表の他、職員の給与・定員管理等の状況については、国の公表様式に準拠した形で公表します。

### (2)今後の計画等

総務省において進めようとしている地方公共団体の給与情報について団体間の比較分析を可能とする公表システムを構築することとしています。

このため、本市の職員の給与・定員管理等の状況については、ホームページへの掲載と同時に、総務省のホームページにリンクします。

## 5. 職員の意識改革と人材育成

市民サービスの低下を招くことなく、刻々と変化する時代の要請に的確に対応し、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため、組織・機構の見直しと併せて職員の意識改革及び能力開発に努めます。

そのため、昇任・昇格制度、人事異動基準、人事考課制度及び職員研修等を人的資源の開発に必要なツールと位置づけ、「人材育成基本方針」と総合的な人事管理制度を融合した「人材育成プラン」を策定し、計画的に実施していきます。

人材育成プランにおける取組項目	実施時期	備 考
人事異動基準の明確化及びその運用	平成 18 年度 ~	
昇任・昇格基準の明確化及びその運用	平成 18 年度 ~	
目標による管理制度の導入及びその運用	平成 15 年度 ~	
人事考課制度の構築及びその運用	平成 18 年度 ~	管理職から試行し、役職段階別に順次実施
職員研修体系の整備及び充実	平成 18 年度 ~	

## 第三セクターの見直し

### 1. 既存法人の見直し

#### (1) 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

第三セクターは、本市の行政施策と密接に連携し、市民サービスの提供を担ってきたところですが、指定管理者制度の導入など第三セクターを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、市民ニーズに的確に対応できるよう見直さなければなりません。

本市においては、国の「第三セクターに関する指針」を踏まえ、第三セクターの役割等を再検討し、平成 19 年度までに、「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」を策定します。

#### (2) 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

平成 16 年度末時点における第三セクターの法人数

法人名	設立年月日
大阪狭山市土地開発公社	昭和 48 年 8 月 1 日
財団法人大阪狭山市施設管理公社	平成 6 年 4 月 1 日
財団法人大阪狭山市文化振興事業団	平成 5 年 11 月 1 日

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の見直しの実施予定

「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」に基づき、見直しを行います。

### 2. 監査・点検評価・情報公開の体制等

#### (1) 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

平成 16 年度末時点における状況

区分	法人数
関与法人の法人数	3
うち外部監査体制のある法人数	0
うち委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数	0

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」に基づき、見直しを行います。

#### (2) 情報公開実施状況及び取組目標

平成 16 年度末時点における実施状況

区分	法人数
関与法人の法人数	3
うち情報公開を行っている法人数	3

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」に基づき、見直しを行います。

### 3. 第三セクターの役職員と給与の見直し

#### (1) 役職員数の削減計画

平成 16 年度末における役職員数

法人名	役員数	職員数	合計	計画の有無
大阪狭山市土地開発公社	12	0	12	無
財団法人大阪狭山市施設管理公社	8	2	10	無
財団法人大阪狭山市文化振興事業団	12	10	22	無

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」に基づき、見直しを行います。

#### (2) 今後の給与の見直し計画

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の取組目標

「(仮称)大阪狭山市第三セクターの見直しに関する指針」に基づき、見直しを行います。

## 経費節減等の財政効果

### 1. 歳出削減の取り組み

取組項目	平成11年度から平成16年度までの取組実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標（見込額）
人件費削減	職員の削減（議員を含む） 効果額：1,153,000千円 給与等の削減 効果額：252,000千円	職員の削減（議員を含む） 効果額：572,000千円 給与等の削減 効果額：510,000千円 その他の削減 効果額：11,000千円
民間委託による事務事業費削減	各種委託業務の見直し 効果額：64,000千円	各種委託業務の見直し等 効果額：831,000千円
組織・機構の見直し	外郭団体補助金の削減 効果額：6,000千円	-
補助金等の整理合理化	各種補助金の削減 効果額：41,000千円	各種補助金の削減 効果額：566,000千円
事務事業の整理合理化	事務事業の見直しによる削減 効果額：325,000千円	事務事業の見直しによる削減 効果額：203,000千円
内部管理経費の見直し	-	内部管理経費の見直しによる削減 効果額：7,000千円
その他	水道局移転に伴う経費削減 効果額：84,000千円	特別会計事業の健全化による削減 効果額：1,181,000千円
合計	1,925,000千円	3,881,000千円

### 2. 歳入増加の取り組み

取組項目	平成11年度から平成16年度までの取組実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標（見込額）
使用料・手数料の見直し	-	使用料・手数料の見直し 効果額：936,000千円
未利用財産の売り払い等		未利用財産の売り払い等 効果額：18,000千円
その他		広報誌等の広告料収入 効果額：2,000千円
合計	-	956,000千円

## 地方公営企業

### (上水道事業)

水道水の安全性に対する市民ニーズに対応し、水道事業としての経営基盤強化に取り組むとともに、災害に対応できる信頼性の高い給配水システムを作り上げ、安全で安定した水の供給に努めます。今後とも、効率的な給水体制の確立と安全でおいしい水を安定的に供給するための水資源の確保に努めます。

#### 1. 経営改革の推進

##### (1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組実績

###### 民間委託の実績

- ・水道修繕業務の民間委託（昭和 62 年 10 月実施）
- ・太満池浄水場運転操作管理業務夜間・休日の民間委託（平成 4 年 4 月実施）
- ・検針業務の全面民間委託（平成 10 年 4 月実施）
- ・開閉栓業務の一部民間委託（平成 12 年 4 月実施）

###### 収益増加への取組実績

- ・水道料金の改定（平成 14 年 4 月実施）
- ・コンビニ収納の導入（平成 12 年 10 月実施）
- ・夜間徴収の実施

###### 組織・体制の見直し実績

- ・4 課から 3 課への機構改革〔総務課と業務課を統合〕(平成 10 年 4 月実施)
- ・3 課から 2 課への機構改革〔工務課と浄水課を統合〕(平成 15 年 4 月実施)
- ・職員定数を 35 名から 29 名へ削減しました。(平成 10 年 4 月実施)

##### (2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標

###### 民間委託の導入目標

- ・収納業務の全面委託（平成 18 年 1 月実施）
- ・開閉栓業務の全面委託（平成 18 年 1 月実施）
- ・太満池浄水場の平日一部民間委託（平成 20 年度予定）

###### 収益増加への取組目標

- ・コンビニ収納の継続

###### 資産の有効活用方策等の検討目標

- ・浄水場跡地の有効利用の検討

###### 組織・体制の見直し

- ・職員定数を削減（平成 18 年度予定）

#### 2. 定員管理・給与等の適正化

##### (1)定員管理の適正化

市の定員管理適正化計画に沿って、効率的な職員配置等に努めます。

平成 16 年度末時点における実績（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
総職員数	28	28	27	26	26	26
退職者数	0	0	1	1	0	1
対前年度増減数	-	0	1	1	0	0

平成 17 年度から平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の数値目標(各年度 4 月 1 日現在)  
(単位：人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総職員数	25	21	21	19	19	18
退職者数	1	0	3	0	1	2
対前年度増減数	1	4	0	2	0	1

(2)給与等の適正化

一般行政部門に同じです。

(3)定員管理・給与等の適正化の公表状況

一般行政部門と合わせ、「広報おおさかさやま」及び「市ホームページ」にて公表しています。

3. 経費節減等の財政効果

(1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの取組実績

中期財政計画に基づき、事業の効率化を図るとともに、職員数の削減及び手当等の見直しなどを実施し、経費の縮減に努めました。

収入関係

(ア)未収金の徴収対策

- ・定期的に夜間徴収などを実施しています。
- ・コンビニ収納を導入しました。(平成 12 年 10 月実施)

(イ)料金の見直し

- ・水道料金の改定を実施しました。(平成 14 年 4 月実施)

支出関係

(ア)人件費削減

- ・給与の階級別カットの実施
- ・管理職手当の 10%削減
- ・退職者の不補充による職員削減
- ・組織の統廃合 4 課を 3 課へ統合〔総務課と業務課を統合〕(平成 10 年 4 月実施)  
3 課を 2 課に統合〔工務課と浄水課を統合〕(平成 15 年 4 月実施)

(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経費節減等の取組目標

平成 17 年度より「水道お客様センター」を開設して料金の収納業務及び窓口業務などを民間業者に委託し、より一層の効率化を図るとともに職員の削減をはじめ、コスト削減に努めます。

収入関係

(ア)未収金の徴収体制については、「水道お客様センター」が定期的に夜間徴収などを継続して実施します。

(イ)コンビニ収納の導入を継続します。

支出関係

(ア)人件費削減

- ・民間委託による職員削減

## (下水道事業)

下水道特別会計は、昭和 43 年より大和川下流流域下水道事業の関連事業とし整備に取り組み、全体計画 1205ha、事業認可区域 1031ha の事業を進めており、現在 858ha の汚水整備が完了しています。今後、財政健全化計画に基づき、下水道使用料の見直し、経費の節減及び使用料増収のため水洗化の促進を行うなど合理的な経営に努めます。

### 1. 経営改革の推進

#### (1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組実績

- ・ 下水道使用料の改定（平成 16 年 10 月実施）
- ・ 狭山汚水中継ポンプ場の廃止（平成 16 年 5 月実施）
- ・ 水洗化の促進

#### (2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経営改革の取組目標

- ・ 東野汚水中継ポンプ場の外部委託への検討
- ・ 下水道使用料の改定（平成 21 年度実施予定）
- ・ 水洗化の促進
- ・ グループ制の導入

### 2. 定員管理・給与等の適正化

#### (1)定員管理の適正化

平成 16 年度末時点における実績（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16
総職員数	11	10	10	10	10	9
採用者数	0	0	0	0	0	0
退職者数	0	0	0	0	0	0
対前年度増減数	-	1	0	0	0	1

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の数値目標（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総職員数	9	9	9	9	9	9
採用予定数	0	0	0	0	0	0
退職予定数	0	0	0	0	0	0
対前年度増減数	-	0	0	0	0	0

なお、定員管理の数値については、「大阪狭山市定員適正化計画」の中に含まれる。

#### (2)給与等の適正化

一般行政部門に同じです。

#### (3)定員管理・給与等の適正化の公表状況

一般行政部門と合わせ、「広報おおさかさやま」及び「市ホームページ」にて公表しています。

### 3. 経費節減等の財政効果

#### (1)平成 16 年度末時点におけるこれまでの取組実績

下水道施設の維持管理費の節減や職員数の削減を図り、経費の縮減に努めました。

収入関係

- ・コンビニエンスストア収納委託（平成 12 年 10 月実施）
- ・下水道使用料の改定（平成 16 年 10 月実施）
- ・水洗化の促進

支出関係

- ・職員数の 1 名減
- ・市全体で給与の減額措置
- ・経常経費の削減
- ・狭山污水中継ポンプ場の廃止

(2)平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の経費節減等の取組目標

污水中継ポンプ場の維持管理業務を民間業者への委託を検討し、一層の経費の削減に努めます。

収入関係

- ・徴収業務（水道お客様センター）の委託（平成 18 年 1 月より実施）
- ・下水道使用料の改定（平成 21 年度予定）
- ・水洗化の促進

支出関係

- ・東野污水中継ポンプ場の外部委託の検討
- ・経常経費の削減